

技能検定を活用した人材育成施策の課題等

1 最近の環境の変化

建設系職種の手不足感の増高

＜技能検定 熊本地震後の環境変化＞

- ① 熊本市職業訓練センター(花園)が訓練科の改編により技能検定試験会場としての使用する余裕がなくなった。
- ② 若年者(35歳未満)の実技試験受検手数料減免による受検者増。
- ③ 平成29年11月の外国人技能実習制度見直しにより、技能実習期間の延長や技能実習生の受入れ人数枠の増加に伴い、受検者数が急増。

2 技能士育成に係る業界のニーズ

＜各団体の声＞ H30.4～7月に県内の技能団体へアンケートや個別ヒアリングを行い把握

- 仕事(受注)に直結する各種資格取得が重要との声
- 新技術・新製品等に関する講習会の開催や、現場管理を担う技術者を育成する講習会等の実施を期待する声

場の提供…技術講習会等を実施可能な(耐荷重、耐火に対応)「場」が少ない(=欲しい)。

企画実施…講習会等を実施したいが事務局機能が弱い(ない)ため、カリキュラムや講師の手配、参加案内、当日運営などの事務を負担できない(=支援して欲しい)。

3 課題 –産業人材の確保・育成施策展開の課題–

＜技能検定の現状＞

- ・県職業能力開発協会…会場確保及び関係者日程調整の負担が甚大
- ・技能団体等…試験機材の保管・搬送への協力が限界に達しつつある
- ・検定委員 …会場が分散していることで限られた委員による対応負担増

○ 現在は、職種毎にさまざまな会場を、その都度借用しながら実施しているところであり、効率的かつ**安定的な試験実施体制の確保が必要**。

- ※ 業界からの設置要望あり
- ※ 議会で関連質問あり

【参考】

技能検定試験場の設置状況

福岡県	○
佐賀県	×
長崎県	○
大分県	○
宮崎県	○
鹿児島県	×
熊本県	×

○ 若年者(高校生等)を技能士関係職種(建築系など)への入職に導く確保対策とともに、**在職者一人ひとりの職業能力のレベルアップに向けた支援の充実が必要**。

※ 県内の既存の訓練機関等には無く、職種毎の**時機に即した訓練ニーズ**をカバーするような支援が求められている。

※ 支援する際はそれぞれのレベルに応じた対応(講座内容)が必要

入職初任者 | 若年・中堅技能者 | 熟練技能者 | 零細・個人事業主

4 課題への対応 –「技能振興センター(仮称)」設置による施策充実–

技能検定試験会場としての使用

- ◎ 検定レベルの維持、安定的な検定試験の実施(外国人材含)
- ◎ 団体等の試験機材保管運搬負担解消
- ◎ 検定委員の負担軽減
- ◎ 試験関係資料の管理体制の強化
- ◎ 県協会の検定事務効率化

研修の場の提供

- ◎ 企業・団体が実施する講習等への会場提供
(=企業支援)

県の在職者訓練の充実

- ◎ 専門校の在職者訓練の充実
(ニーズ対応型訓練)
(=企業支援)

県職業能力開発協会の自主事業

- ◎ 県協会の自主事業の展開(充実)
 - ・各種人材育成講習、研修の拡大
 - ・小中学生等への熟練技能者等による、ものづくり体験学習 など

5 専門校敷地内設置のメリット

- ① 専門校との一体的配置
- ② 交通アクセス
- ③ 運営効率性
- ④ 認知度向上

＜参考：県職業能力開発協会との連携等について＞

○ 都道府県は、都道府県職業能力協会と密接な連携のもと、事業所が行う職業訓練、職業能力検定の実施、労働者の自発的な職業能力の開発・向上の機会の確保に取り組むこととされている(「職業能力開発促進法 第15条の2」に規定)。

○ 都道府県は、公共職業能力開発施設等の適当な施設を都道府県職業能力開発協会に使用させる等の便益を提供するよう努めなければならない(「職業能力開発促進法第88条」に規定)。

